

第4編 原子力発電所における武力攻撃事態等への対処に関する計画

新潟県には、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所が立地している。

原子力発電所への武力攻撃（武力攻撃原子力災害）が発生した場合、建造物等の破壊、火災等の他、放射性物質又は放射線（以下「放射性物質等」という。）の発電所外への放出に伴う被害が発生するおそれがあることから、原子力発電所への武力攻撃に対する平常時の備えから事後対策まで一連の措置に関して、法の規定する事項等について本編において定め、的確な国民保護措置を講ずるものとする。

1 武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢

(1) 基本姿勢

町は、国、県、県内各市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と相互に連携しながら、平素から、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）を目標にした武力攻撃を想定し、防護に備えることとする。

町は、原子力発電所に対して武力攻撃が発生したときは、国、県、県内各市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と緊密な連携のもと、正確な情報収集及び伝達に努めるとともに、対策本部等実施体制の迅速な確立を図る。

町は、国、県からの情報に基づき武力攻撃事態の推移を見極め、国、県、県内各市町村、原子力事業者、その他防災関係機関とともに、放射性物質等の放出による被害等を最小にするための応急対策及び事後対策を的確かつ迅速に実施し、住民の生命、身体及び財産の保護に最大限の努力を行う。

原子力事業者は、原子力発電所に対し武力攻撃が発生した場合又はそのおそれがある場合には、国からの命令により原子炉の運転を停止し、又は事態の緊急性若しくは県からの要請等を考慮のうえ自らの判断により原子炉の運転を停止するなど、放射性物質等の放出を防止するため必要な措置を講ずるものとされている。

なお、武力攻撃原子力災害に係る上記措置の実施にあたっては、本計画に定めのない事項については、原則として津南町地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 武力攻撃原子力災害への備え

(1) 原子力事業者の体制整備

① 原子力事業者は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、原子力発電所の安全を確保するため、侵入者を防止する障壁の設置、施設の巡視及び監視等についてあらかじめ定めるなど、警戒体制に関し所要の措置を講ずるものとされている。

② 原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）による原子力事業者防災業務計画の検証に努めるとともに、武力攻撃原子力災害への対処のために必要な事項については国民保護業務計画等で定めることにより、武力攻撃原子力災害に

第4編 原子力発電所における武力攻撃事態等への対処

際し、原子力防災管理者（原災法第9条第1項の原子力防災管理者をいう。以下同じ。）が的確かつ迅速に所要の措置を講じられる体制を整備するものとされている。

(2) 原子力発電所の警備の強化

町長は、武力攻撃原子力災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、知事に対し、原子力防災管理者が警備の強化、防護施設の改善等安全確保のために必要な措置を講ずることを要請するよう求める。また、特に必要と認めたときは、直接、原子力防災管理者に要請する。

(3) 環境放射線モニタリング体制の強化

町は、武力攻撃事態等において放射性物質等が放出され、又はそのおそれがある場合に、原子力発電所の周辺環境の放射性物質又は放射線に関するデータの迅速な収集及び提供を行うことができるよう、県の行う環境放射線モニタリングに協力する。

(4) 被ばく医療体制の強化

県は、武力攻撃原子力災害が発生した場合の医療体制について、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、緊急時医療本部を設置し、適切な緊急被ばく医療活動を行うことができる体制を整備するものとされている。

また、町は県の行う緊急被ばく医療体制の強化、県内の医療機関における被ばく患者受入れ体制の充実等に協力するとともに、平素から連携を図る。

(5) 医療活動用資機材等の整備

町は、県と連携し、武力攻撃原子力災害の発生に備え、医療活動用資機材のほか、安定ヨウ素剤等、放射性物質の防除に必要な物資の備蓄及び調達体制の整備に努める。

(6) 武力攻撃原子力災害に備えた訓練

町は、関係機関と連携し、平常時から原子力施設に対する具体的な武力攻撃を想定し、原子力発電施設の破壊工作が進行する事態、武力攻撃により原子力発電所との通信が遮断される事態等における国民保護措置の実施方法について検討し、国、県と一体となって住民避難等の応急対策等の訓練を実施する。

3 通報等及び実施体制の確立

(1) 武力攻撃の兆候の通報等

① 原子力事業者が行う通報

原子力事業者は、原子力発電所において、武力攻撃及び武力攻撃災害の兆候を発見した場合は、直ちに原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、国、県、市町村その他必要な機関に通報するものとされている。

② 知事が行う通知

知事は、上記①の通報を受けた場合は、直ちに国（原子力規制委員会・消防庁）、原子力防災専門官等、上記の通報先以外の市町村長、県警本部長、第九管区海上保安本部長に通知又は確認するものとされている。

③ 町長が行う通知

町長は、上記の通報を受けた場合は、直ちに県、原子力防災専門官等へ通知又は内容を確認する。

(2) 放射性物質等の放出等の通報等

① 原子力防災管理者が行う通報

原子力防災管理者は、次に掲げる場合は、直ちにそれぞれに掲げる機関に通報するものとされている。

ア 武力攻撃によって原子力発電所から放射性物質等が外部に放出され、又は放出されるおそれがあると認める場合

- ・内閣総理大臣
- ・原子力規制委員会
- ・新潟県知事
- ・柏崎市長
- ・刈羽村長
- ・その他の県内市町村長
- ・新潟県警察本部長
- ・柏崎市消防本部消防長
- ・柏崎警察署長
- ・新潟海上保安部長
- ・その他必要な関係機関

イ 武力攻撃によって、県の区域内で事業所外運搬に使用する容器から放射性物質等が外部に放出され、又は放出されるおそれがあると認める場合

- ・内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣
- ・新潟県知事
- ・当該事実が発生した場所を管轄する市町村長、警察本部長、消防本部消防長、海上保安部長

② 知事が行う通知等

ア 知事は、上記①の通報を受けたときは、直ちに上記①の通報先市町村以外の市町村及び関係指定地方公共機関並びに県内各消防本部にその旨を通知するものとされている。

イ 知事は、上記①の通報を受けたときは、状況を勘案のうえ、必要に応じて自衛隊に対してその旨を通知するものとされている。

ウ 上記①の通報によらず、知事が放射性物質等の放出を認める場合には、直ちに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬にかかる事実の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）にその旨を通報するものとされている。

エ 知事は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬にかかる事実の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）から放射性物質等の放出について通知を受けたときは、直ちに関係指定地方公共機関に対しその旨を通知するものとされている。

第4編 原子力発電所における武力攻撃事態等への対処

③ 町長が行う通知等

ア 町長は、上記①の通報を受けたときは、直ちに県、原子力防災専門官等へ通知又は内容を確認する。

イ 上記①の通報によらず、町長が、放射性物質等が放出され又は放出されるおそれがあると認める場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬にかかる事実の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）及び県にその旨を通報する。

(3) 緊急事態連絡室の設置

町長は、武力攻撃事態等の認定前において、原子力事業者から上記の通報を受けた場合又は自ら武力攻撃の兆候を発見し、若しくは武力攻撃による放射性物質の放出又は放出するおそれがあることを確認し、必要と認めたときは、第3編第1章1(2)に基づき、緊急事態連絡室を速やかに設置する。

緊急事態連絡室においては、事態の進展に備え要員の派遣、各種対策の準備を行う。

(4) 緊急通報の発令

知事は、原子力事業者から武力攻撃災害の兆候を発見した旨の通報を受けた場合又は自ら武力攻撃災害の兆候を発見し、若しくは武力攻撃災害による放射性物質の放出を確認した場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、緊急通報を発令するものとされている。

また、知事は、緊急通報を発令した場合には速やかに国対策本部長にその内容を報告するものとされている。

(5) 町対策本部の設置

町長は、緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、町対策本部を設置すべき町の指定があった場合は、直ちに町対策本部を設置する。

町対策本部を設置したときは、緊急事態連絡室は廃止する。また、町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行う。

(6) 現地対策本部の設置

町長は、国民保護対策本部を設置すべき町の指定を受けたときは、安全の確保に留意しつつ、原則として、国が現地対策本部を設置する緊急事態応急対策等拠点施設（新潟県柏崎刈羽原子力防災センター）に町現地対策本部を設置する。

ただし、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、現地対策本部を県庁等の代替施設に設置するものとされている。

また、国、県並びに原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）をいう。）を含む市町村の現地対策本部とともに武力攻撃原子力災害合同対策協議会が組織されるときは、町長はあらかじめ定めた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、事態に関する情報を交換し、応急対策の実施に向けた調整を行う。

(7) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め

町長は、武力攻撃原子力災害の発生等に際し、国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、防衛大臣に自衛隊の部隊等の派遣を要請

するよう求める。

(8) 町長による安全確保措置の要請

町長は、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため、必要であると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が必要な措置を講ずることを要請するよう求める。

町長は、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため、特に必要であると認めるときは、原子力事業者に対し、国、県を通じて、又は直接、原子炉の運転停止その他の施設の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

(9) 国の命令による原子炉の運転停止

原子力事業者は、国において武力攻撃の情報を総合的に判断し、原子炉の運転停止の命令が行われた場合は、直ちに原子炉の運転を停止するものとされている。

(10) 原子力事業者の判断による原子炉の運転停止

原子力事業者は、緊急を要する場合には、国の運転停止命令を待たずに、運転マニュアル等に基づき、自らの判断により原子炉の運転を停止するものとされている。

(11) 武力攻撃原子力災害の公示の通知

① 国対策本部の公示

国の対策本部長は、武力攻撃に伴い原子力発電所から放射性物質等が放出され、又は放出されるおそれがある場合で、住民の生命、身体又は財産に危険が生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに次に掲げる事項の公示を行い、総務大臣は、知事にその内容を通知するものとされている。

- ・武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するための応急対策を実施すべき区域
- ・武力攻撃原子力災害に係る事態の概要
- ・応急対策実施区域内の住民、公私の団体に周知させるべき事項

② 知事が行う通知

知事は、総務大臣から公示の通知を受けたときは、防災行政無線、一斉ファックス等により、次に掲げる関係者に公示の内容を通知するものとされている。

- ・柏崎市長
- ・刈羽村長
- ・その他の県内市町村長
- ・柏崎市消防本部消防長
- ・その他の県内消防本部消防長
- ・指定地方公共機関
- ・県の地域機関
- ・その他必要な関係機関

③ 町長が行う通知

町長は、知事から公示の通知を受けたときは、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

4 応急対策等

(1) 放射性物質等の放出等に係る事業者の応急措置等

① 原子力防災管理者の応急措置

原子力防災管理者は、武力攻撃に伴い本章3(2)に規定する放射性物質等の放出等が発生した場合には、国民保護法で準用する原災法（以下「準用原災法」という。）の規定により、直ちに原子力防災組織に武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるものとされている。

② 応急措置等の報告等

原子力事業者は、準用原災法の規定により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、知事、柏崎市長、刈羽村長（事業所外運搬に係る事象の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、知事、当該事実が発生した場所を管轄する市町村長）に対し、①の規定による措置の概要及び放射性物質等の放出状況又は放出の見通し等を報告するものとされている。

(2) 応急対策

① 応急対策の内容

町長は、国の対策本部長が武力攻撃原子力災害の公示を行った場合は、関係機関とともに、次に掲げる応急対策を実施する。

- ・ 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する事項
- ・ 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ・ その他武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置に関する事項

② 応急対策の実施

ア 町長は、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、知事から所要の応急対策の実施の指示を受けた場合は、消防本部及び関係機関に連絡するとともに、県と連携して応急対策を行う。

イ 町長は、応急措置、応急対策及び情報の収集を行う者の安全の確保に十分配慮するものとする。

ウ 原子力事業者は、準用原災法の規定により、知事、市町村長その他の執行機関が実施する応急対策が迅速かつ的確に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるものとされている。

(3) 情報の伝達

知事、町長及び県警察本部長は、それぞれが実施する応急対策等について、それぞれ次の①から③により伝達するものとされている。

① 知事が行う通知

知事は、応急対策の実施を決定したときは、防災行政無線、一斉ファックス等により、次に掲げる関係者に公示の内容を通知するものとされている。

- ・ 柏崎市長
- ・ 刈羽村長
- ・ その他の県内市町村長
- ・ 柏崎市消防本部消防長
- ・ その他の県内消防本部消防長
- ・ 指定地方公共機関
- ・ 県の地域機関
- ・ その他必要な関係機関

② 町長が行う通知

町長は、国対策本部の公示により、町が応急対策を実施すべき地域として指定された地域を管轄する場合において、知事から上記の通知を受けたときは、速やかに次に掲げる者に対し、防災行政無線等あらかじめ定める方法によりその内容を通知する。

- ・ 住民
- ・ 集落、消防団、自主防災組織等
- ・ その他必要な関係機関

③ 県警察が行う伝達

県警察は、市町村と協力し、住民に対する迅速かつ的確な応急対策の内容の伝達に努めるものとされている。

④ 指定公共機関等が行う伝達

知事は、指定公共機関等に対し、迅速かつ的確な応急対策の内容の伝達に努めるよう要請するものとされている。

(4) 住民の避難等

① 住民避難等の準備

町長は、武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、モニタリング結果、プラントの状況、気象情報等、必要な情報を遅滞なく把握・分析し、国、県及び県内各市町村と協議し、住民避難等の準備に着手する。

② 避難の指示

ア 武力攻撃原子力災害が発生し、または発生するおそれがある場合の原子力事業所周辺地域における住民の避難について、国の基本指針において国の対策本部長は次のような措置を講ずるものとされている。

- ・ 避難準備区域（UPZ）に相当する地域外については、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、避難準備区域（UPZ）に相当する地域と同様に、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武

第4編 原子力発電所における武力攻撃事態等への対処

力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。

- ・屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意するものとする。

イ 町長は、知事から避難の指示があったときは、当該指示の内容及び避難住民の状況、要避難地域の地理的特性、輸送手段の確保状況等を踏まえ、避難経路、輸送手段、交通規制の方法等について迅速に調整を行い、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

③ 退避の指示

ア 町長は、原子力発電所に対する武力攻撃の事実を確認した場合等において、事態の状況により、知事の避難の指示を待ついとまがないときは、必要と認める地域の住民に対し、避難指示を待たずに退避の指示を行うとともに、その旨を知事に通知する。

イ 知事は、緊急の必要があると認めるときは、自らアに定める退避の指示を行うとともに、その旨を市町村長に通知するものとされている。

(5) 警戒区域の設定

① 町長は、武力攻撃原子力災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃原子力災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

② 知事は、武力攻撃原子力災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、自ら前項に規定する措置を講ずることができるものとされている。この場合は直ちに、その旨を市町村長に通知するものとされている。

(6) 環境放射線モニタリングの実施

県は、武力攻撃原子力災害が発生した場合には、県民等の生命及び身体を保護するため、次に掲げる環境放射線モニタリングの強化等を行い、住民の避難又は退避、飲料水、飲食物等の摂取制限等の防護対策に必要な情報を提供するものとされており、町は、県が行うこれらの活動に協力する。

(7) 緊急被ばく医療への協力

町は、県が設置する救護所の運営を支援するほか、必要に応じて県が行う緊急被ばく医療の実施に協力する。

(8) 安定ヨウ素剤の配布及び服用

町は、国や県が決定した方針や指示に従い、服用対象となる避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を実施する。

(9) 飲料水、飲食物の摂取制限等

町は、国及び県の指導、助言及び指示並びに放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等及びこれらの解除

に関して必要な措置をとるとともに、汚染農林水産物等の採取の禁止、出荷規制等及びこれらの解除に関して必要な措置を行う。また、町は、代替飲料水・飲食物の供給等に関して、県と協力のうえで応急措置を講ずる。

(10) 事後対策の実施

① 事後対策の内容

町長は、公示を取り消す旨の公示がされた場合は、知事、他の市町村長、その他の執行機関、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者とともに、次に掲げる事後対策を実施する。

- ・ 応急対策実施区域その他所要の区域における放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査
- ・ 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置
- ・ 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、応急対策実施区域等における放射性物質の発散の状況に関する広報
- ・ その他、武力攻撃原子力災害の発生若しくは拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧を図るための措置に関する事項

② 事後対策を行ううえでの措置

ア 町長は、応急措置、応急対策及び事後対策を講ずる者の安全の確保に十分配慮する。

イ 原子力事業者は、準用原災法の規定により、知事、市町村長その他の執行機関が実施する事後対策が迅速かつ的確に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるものとされている。